

県立自然公園条例改正等のパブリック・コメント（案）について

兵庫県立自然公園条例、兵庫県立自然公園条例施行規則、国定公園及び県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準を改正する案について（概要）

令和3年12月
自然環境課

1 背景

県立自然公園条例では、公園内の開発行為は、特別地域（特に景観に配慮すべき地区）においては「申請・許可」、普通地域（特別地域以外）では「届出」となっている。近年、普通地域内において、残土処分地等による土地の形状変更等の大規模な開発行為により、景観や生物多様性に影響を与えるおそれがある事例が見受けられる。本県では、山の斜面等への森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置に対しては、「太陽光発電施設等と地球環境の調和に関する条例」に基づき、景観等の調査に加え、県独自指針により、動植物の自然環境調査を求めている。また、国においては国立・国定公園の適正利用の促進を目的として、自然公園法の一部改正が行われた。

これらの状況を踏まえ、県立自然公園普通地域における一定規模以上の開発行為について事前の自然環境調査を求めること、開発行為に問題がある場合に行為の禁止を求める等の具体的な処理基準を定めること、法改正に伴う適正な利用促進への対応を図ること等について適正化を行うものとし、兵庫県立自然公園条例、兵庫県立自然公園条例施行規則、国定公園及び県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準の改正を行う。

2 改正概要

（1）兵庫県立自然公園条例

ア 地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化

（条例第5条、第6条の2、第15条の6、第15条の7、第15条の8、第15条の9、第15条の10、第9条等関係）

公園計画において、従来の利用施設のハード整備に加え、新たに自然体験アクティビティの促進を位置づけ、市町やガイド事業者等から成る協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成。知事の認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な許可を不要とする。

イ 地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化

（条例第6条の2、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6、第7条の7、第17条の7関係）

公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町や旅館事業者等から成る協議会を設け、利用拠点整備改善計画を作成。知事の認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な許認可を不要等とする。

ウ 自然公園の県内外へのプロモーションの促進

（条例第29条の2関係）

県は、自然公園の利用の増進に関する情報・普及宣伝を行うよう努める。

- エ 野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防
 (条例第15条関係)
 クマ・サルなど餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。
- オ 公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備
 (条例第7条の9関係)
 公園事業を譲渡する場合に、知事の承認を受けた時は、譲渡人が公園事業者の地位を承継する。
- カ 公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進
 (条例第23条関係)
 公園管理団体の指定にあたり、利用者への助言指導や調査研究等の実施能力を必要としないこととする。
- キ 罰則の引上げ
 (条例第31条、第32条、第33条、第34条関係)
 特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げるとともに、今回追加する施策についての罰則を定める。

(2) 兵庫県立自然公園条例施行規則

県独自に改正を行うもの

- ア 普通地域における自然環境調査の実施(施行規則第18条関係)
 普通地域における届出にあたっては、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
 特別地域内で行為の面積が1ヘクタール以上の場合、別途自然環境調査を求めており、普通地域内での行為にあっても、1ヘクタール以上の行為については、現行特別地域内の申請で求めているものと同様の自然環境調査書類を求めらる。
- イ 公園事業となる施設の種類の追加(施行規則第1条の2関係)
 条例第2条に規定する公園事業となる施設の種類の種類として、自動車に動力源としての電気を供給するための施設等を追加することとする。
- ウ 特別地域における許可を要する行為の追加(施行規則第15条の3関係)
 自然公園の特別地域における許可を要する行為として、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。)において車場を資料する行為を追加することとする。
- エ 野生動物の生態に影響を及ぼす行為に関する規定の整備
 (施行規則第17条の7関係)
 条例改正により、利用のための規制の対象行為が追加されたことから規定されている野生動物の生態に影響を及ぼす行為を規則で定めるものとして、野生動物に餌を与えること、及び当該野生動物に著しく接近し、又はつきまとうことを規定することとする。
- オ 公園計画の変更の提案の添付書類(施行規則第1条の2関係)
- ・提案に係る理由書、協議会の構成員、設置主体の市町の名称。
 - ・必要に応じて、提案に係る場所及びその周辺の風致又は景観の状況並びに特質、公園利用の状況を記載した書類の提出を求めることができる。

- カ 公園事業の決定等の提案の添付書類（施行規則第1条の4関係）
- ・提案に係る理由書、協議会の構成員、設置主体の市町の名称
 - ・必要に応じて、提案に係る場所及びその周辺の風致又は景観の状況並びに特質、公園利用の状況を記載した書類の提出を求めることができる。
- キ 市町等が協議会を組織した際の公表（施行規則9条、20条の6関係）
- ・公表する事項：協議会の名称及び構成員、協議の対象とする（利用拠点）区域
 - ・公表の方法：インターネットの利用等により行う
- ク 利用拠点整備改善計画に係る各種手続きの規定（施行規則第9条の2～9条の6関係）
- 認定の申請（申請方法、申請書の記載事項、添付書類）、計画記載事項、計画の公表方法、軽微な変更、その他を定める。
- ケ 自然体験活動促進計画に係る各種手続きの規定（施行規則第20条の6～20条の10関係）
- 認定の申請（申請方法、申請書の記載事項、添付書類）、計画記載事項、計画の公表方法、軽微な変更、その他を定める。
- コ 公園事業の承継手続き（施行規則第6条）
- ・申請の方法：当該当事者が連署した申請書を環境大臣に提出
 - ・申請書の記載事項：公園事業の種類、譲渡の予定期日、譲渡を必要とする理由、管理又は経営の方法
 - ・添付書類：譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類等添付書類等、国立公園事業の執行に必要な物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類、譲受人が公園事業者でないときは、住民票又は登記事項証明書、定款等、財務諸表、事業計画書及び収支予算書、1/25000地形図、1/5000概況図・写真
- サ 公園管理団体の指定（施行規則23条の2）
- ・規則で定める法人は、自然公園内における植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は登山道その他の施設の補修その他の維持管理に係る能力を有する会社とする。
- シ 知事が指定する道路への車馬等の乗入規制にかかる許可基準及び不要許可行為（施行規則17条関係）
- ・現行（規則第11条第29項）と同様の許可基準を想定。
- ス 証明書の様式等（施行規則25条関係）
- ・自然体験活動促進計画の立入検査が新設されたことに伴い、証明書の様式を新たに追加することとする。
 - ・また、自然公園法に基づく各種の立入検査等に係る証明書について、携帯する証明書が1枚で済むように統合様式を設けることとする。
- セ 公園事業の添付書類の見直し（規則第2条）
- ・公共団体が執行する公園事業については、工事費概算書の提出を不要とする。
 - ・必要に応じて、その他の書類も求められることとする（例えば、委託者との契約内容を明らかにした書類等を想定）。
 - ・また、構造図及び給排水計画図については、必須の添付書類ではなく、その他の必要な書類として個別に求めることができることとする。
- ソ 公園事業の軽微変更事項の拡大（規則第3条）
- ・施設の規模や外観に変更のない改修（最大宿泊者数の増減に影響のない内装

の変更や老朽化に伴う修繕、設備交換等) や経営方法の変更は届出で可とする。

タ 許認可の添付書類 (規則第2条・第10条)

- ・添付図面の縮尺〇〇分の1以上を〇〇分の1程度とする。
- ・また、公園事業と合わせ、構造図についても必須の添付書類ではなく、その他の必要な書類として個別に求めることができることとする。(構造図の他、モニター写真等を想定)

チ 野生動物関係法令に係る不要許可規定について

- ・種の保存法、外来法、鳥獣法に基づく事業や許可を受けた行為に関する不要許可行為についてバラつきが生じてしまっているため、規則第12条第30号のように、不要許可となる規制対象行為を列記するよう改正することとする。

ツ 普通地域内における届出を要しない行為の追加 (規則第15条)

- ・高さ5m以下、表示面の面積が1㎡以下の広告物等の設置等を追加する。

県独自に改正を行うもの

(3) 国定公園及び県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準

ア 用語の定義の明確化

風景とは植物、動物、地質、公物等の自然物若しくはこれらに基づく清浄な大気、野鳥の可憐な鳴き声等の自然現象又は史蹟、遺構等の文化財によって構成される自然環境。

イ 土地の形状変更についての処理基準

普通地域内における土地の形状変更において、従来措置命令等(禁止、若しくは、制限、又は、必要な措置)を行うものとしていたが、禁止を求める明確な基準を設ける。

- (7) 盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により主要な展望地から展望する場合の著しい妨げになるもの。
- (イ) 盛土による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により山稜線を分断すること、切土による土地の形状変更により山稜線の形状を変更すること等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすもの。
- (ウ) 盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により、色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和であること。
- (エ) 土地の形状変更する規模が最小限であると認められること。
- (オ) 当該土地の形状変更による土砂及び汚濁水の流出のおそれがあること。
- (カ) 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがあること。
- (キ) 植生の復元が困難な地域等内において行われるもの。
 - ① 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
 - ② 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
 - ③ 当該事業予定地内に兵庫県版レッドリストAランクの動植物の生息又は生育が確認される地域
 - ④ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
 - ⑤ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

3 今後のスケジュール (予定)

公布・施行令和4年4月